

広島市告示第 105 号

令和 8 年 3 月 19 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、南区保険年金課の事務の一部を次のとおり委任させましたので告示します。

広島市長 松井 一實

1 委任を受けた物品出納員

南区保険年金課 横溝 秀和

2 委任させた事務

南区保険年金課における物品の出納保管に関する事務

3 委任期間

令和 8 年 2 月 24 日から南区保険年金課長の職務復帰の前日まで